

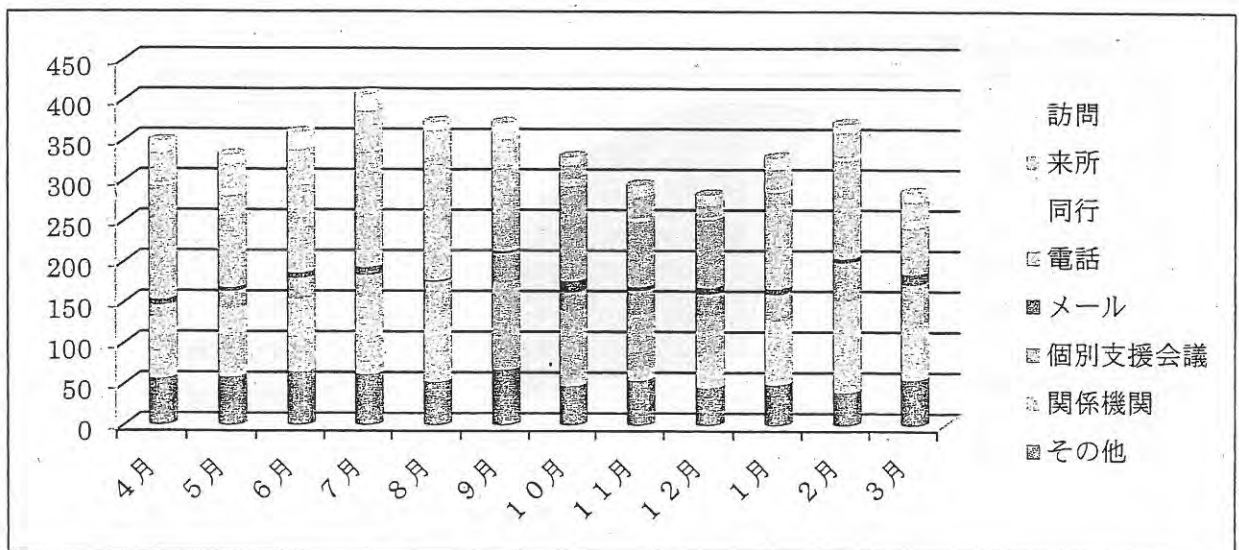
## 平成25年度生活支援センターかざぐるまの概況報告

## 1. 相談支援業務の概況

## (1) 相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	14	37	4	140	7	15	75	57	349
5月	11	31	8	113	5	21	84	59	332
6月	21	38	6	108	7	25	90	65	360
7月	20	49	2	142	10	27	95	62	407
8月	10	33	1	151	2	38	85	53	373
9月	20	35	1	102	3	36	107	68	372
10月	10	17	9	117	14	23	92	48	330
11月	14	26	5	80	5	29	81	55	295
12月	13	14	3	84	8	27	88	46	283
1月	14	24	4	119	7	32	79	50	329
2月	10	31	4	121	5	47	113	40	371
3月	11	22	10	57	13	48	69	56	286
合計	168	357	57	1334	86	368	1058	659	4087

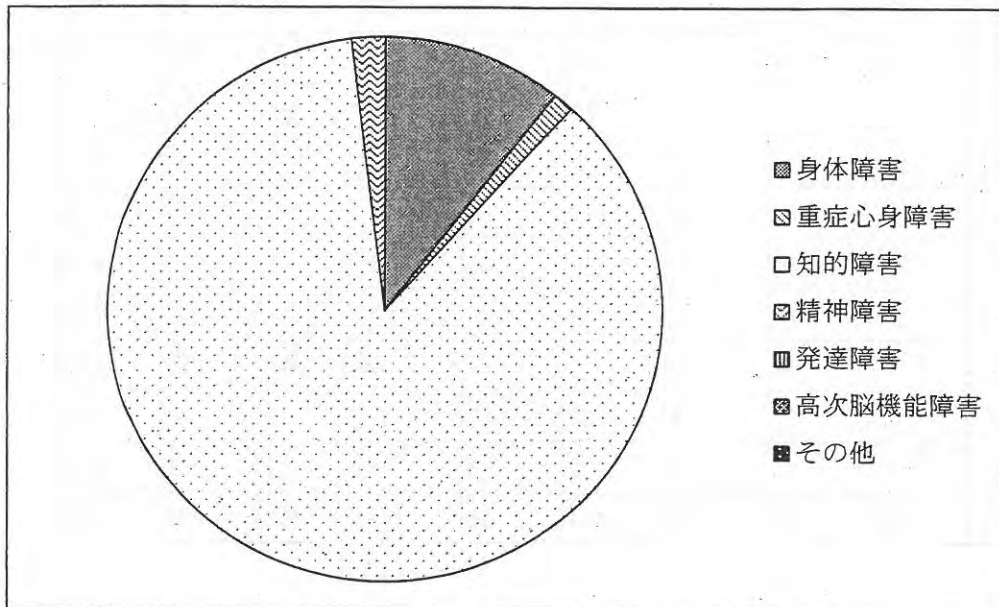
## (2) 相談支援業務の件数の推移



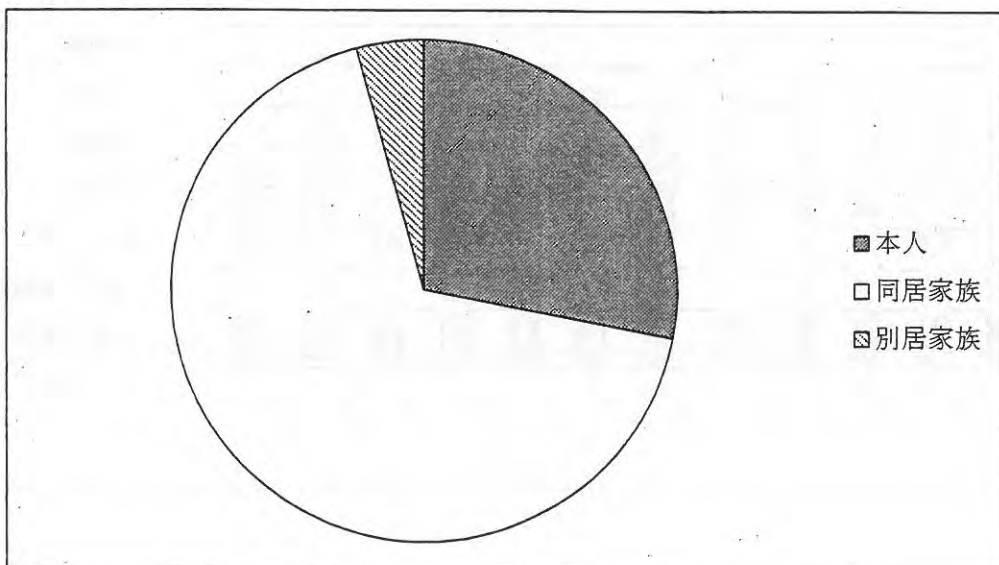
(3)相談支援を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	181	20	3	176	5	0	0	0
障害児	45	7	0	45	0	0	0	0
計	226	27	3	221	5	0	0	0

(4)障がい種別の割合



(5)相談・連絡調整者の割合



## 2. 相談支援業務の内容について

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
件数	2198	12	135	217	4	64

	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
件数	52	114	159	177	14	941

### (1)福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ サービス等利用計画に関する相談、アセスメント調査
  - ・ サービス等利用計画のサービス担当者調整会議の実施
  - ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
  - ・ 障害福祉サービス利用に関する聞き取り
  - ・ 障害程度区分認定に関する申請援助、調査
  - ・ 障害福祉サービスの内容に関すること
  - ・ 障害福祉サービス受給者証に関すること
  - ・ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
  - ・ 市内転入、転居に伴う情報提供、申請援助
  - ・ 障害福祉サービス等利用援助事業の申請援助
  - ・ 利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
  - ・ 介護保険への移行に関すること
  - ・ 医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
  - ・ 療育手帳に関すること
  - ・ 日常生活用具、補装具の給付に伴う情報提供、申請援助
  - ・ 事業所利用に向けた見学同行
  - ・ 児童の長期休暇中の支援に関すること
  - ・ 福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
  - ・ 自立支援医療に関すること
  - ・ サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
  - ・ 警察保護の方の一時預かり先の連絡、調整
  - ・ 訪問看護、訪問リハビリの利用に関すること
  - ・ スポーツ教室等インフォーマルな資源の紹介、連絡、調整
- など

### (2)障害や病状の理解に関する支援

- ・本人の病状に関する相談
  - ・本人の障害特性の理解の促進
  - ・本人の障害特性の分析、評価に関すること
- など

(3)健康・医療に関する支援

- ・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整
  - ・病状について医師との連携、連絡、調整
  - ・医療機関への同行支援
  - ・難病発症に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
  - ・健康維持に関する相談
  - ・養護者の健康状態について
- など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認
  - ・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談
  - ・パニック時の他傷行為に関する相談、連絡、調整
- など

(5)保育・教育に関する支援

- ・保育園の通園に関する相談
  - ・養護学校の進路に関する相談
  - ・学童保育に関する相談
- など

(6)家族関係・人間関係に関する支援

- ・当事者間でのトラブルに関する相談
  - ・地域での迷惑行為に関する相談、連絡、調整
  - ・地域での迷惑行為に対して地域住民への理解促進、啓発活動
  - ・家族と本人との関係性についての相談
  - ・親族との関係性についての相談
- など

(7)家計・経済に関する支援

- ・障害基礎年金に関すること
- ・医療費の助成制度に関すること
- ・生駒市交通費助成に関すること
- ・国民健康保険に関すること
- ・特別障害者手当に関すること
- ・特別児童扶養手当に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・生活費滞納の返済に関する相談

- ・地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況 など
- (8)生活技術に関する支援
- ・育児に関すること
  - ・引っ越しに関すること
  - ・一人暮らしの生活に関する相談
  - ・生活状況の確認のための定期訪問 など
- (9)就労に関する支援
- ・就職活動に関すること
  - ・失業保険に関すること
  - ・就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
  - ・ハローワークへの連絡、調整、同行
  - ・仕事に関する相談、連絡、調整
  - ・就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
  - ・休職・復職に関する相談 など
- (10)社会参加・余暇活動に関する支援
- ・社会生活力を高めるためのプログラムに関すること
  - ・地域での各種教室の紹介
  - ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
  - ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談 など
- (11)権利擁護に関する支援
- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
  - ・成年後見制度の情報提供
  - ・地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
  - ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること など
- (12)その他
- ・障害福祉サービスの聞き取りにおける日程調整
  - ・サービス調整会議における日程調整
  - ・生駒市自立支援協議会に関する連絡、調整、会議への参加
  - ・西和圏域会議への参加
  - ・相談支援事業の指定申請に関すること
  - ・奈良西養護学校職員研修会の講師について
  - ・奈良県相談支援従事者研修の講師について
  - ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行

・生活支援センター主催企画に関すること

など

### 3. 相談支援業務の傾向について

・障害福祉サービスの利用援助や社会資源の活用に関する相談が多く、中でもサービス等利用計画が本格的に開始したことから、昨年度よりも大幅な相談件数の増加となっている。

・重度の知的障害者の特別支援学校卒業後の通所資源が不足しており、特に行動障害のある方についての専門的な支援の必要性が増してきている。

・相談対象者の障害種別としては知的障害者の相談が多数を占めている。また、知的障害と精神障害、身体障害の重複している方の相談や軽度知的障害の方からの相談も増えており、障害種別が多様化している状況。

・相談、連絡調整の対象者としては、同居家族からの相談が多くなっているが、本人からの相談なども年々増加しており、1人暮らしに向けた支援や就労に関する支援なども増加している。

・当事者のみならず、家族の中に直接的に支援が必要なケースや本人や家庭の生活状況により関係機関との連携や継続的・定期的に相談支援が必要なケースが増えている。

⇒介護者が高齢や精神疾患があり判断能力が乏しいため、定期的に訪問や連絡を行い、各関係機関への連絡・調整を行っている。

⇒介護者の病気、健康状態の悪化、高齢化が起こっており、親亡き後の生活や緊急時の生活の場の確保等に関する相談が増加している。

・医療との連携が必要なケースが多く、入退院に伴う援助や退院後の生活に関する相談、継続的に医療と繋がり健康状態を維持していく必要があるケースが増加している。

⇒不安定な精神状態のため、精神科病院への入院に伴う相談、関係機関との連絡調整。

⇒精神科病院からの退院に伴う地域での生活に関する相談、関係機関との連絡調整、医療との連絡調整。

⇒難病発症に伴う継続的な医療との連絡、調整、相談。今後の生活に関する相談。

⇒生活習慣病などといった病気の発症に伴う医療との連携、調整、相談、健康維持に関する援助。

### 4. 会議、研修等の参加状況について

#### (1) 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	日時
障害者自立支援協議会 担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	5月28日、7月29日、9月24日、11月25日、1月28日、3月25日

障害者自立支援協議会 権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、権利擁護についての課題抽出、啓発活動等に向けた協議を行う。	5月23日、6月6日、7月26日、8月29日、10月23日、1月14日
障害者自立支援協議会 就労支援部会	行政・生駒市内相談支援事業所・就労に関わる関係機関から各担当者が集まり、就労に関する課題解決に向けた協議、活動を行う。	6月11日、7月16日、8月6日、8月23日、9月10日、10月8日、11月12日、12月10日、1月14日
西和圏域相談支援事業 連絡会議	西和圏域の相談支援事業所が集まり、奈良県や西和圏域内でのネットワークを構築するために研修等を企画する。	4月16日、6月18日、8月20日、10月15日、12月17日、2月21日

## (2) 研修会等の参加状況

- ・ 7月18日 市町村審査会委員研修
- ・ 6月18日～21日 相談支援従事者指導者養成研修
- ・ 9月4日、9日、17日、24日、26日 奈良県相談支援従事者研修
- ・ 10月2日 発達障害者支援機関連絡会議
- ・ 11月25日、12月2日 サービス等利用計画に関する専門研修
- ・ 1月30日 大阪府立砂川更生福祉センター見学
- ・ 2月27日 障害支援区分説明会

※その他、各関係機関の会議やケース会議、勉強会に随時参加している。

## 5. 社会生活力を高めるプログラムについて

### (1) 「かんたん・おいしい・夕食作り」について

18歳以上の知的障がい者を対象に毎月第4土曜日の17時30分から20時30分まで中央公民館で料理教室を行っており、参加者が自立に向けた調理技術を習得するとともに、参加者同士の交流を図るためにプログラムを実施した。

日時	夕食作りメニュー	参加者
4月27日	チキン&野菜カレー、アスパラガスとポーチドエッグサラダ、スフレチーズケーキ	9人
5月25日	山菜ごはん、鮭の南蛮漬け、焼きナスとオクラの生姜醤油和え、みたらし団子	6人
6月22日	オムレツ、イングリッシュマフィン、根菜のトマトスープ、豆乳のパンナコッタ	9人
7月27日	巻きずし、冷やしうどん天ぷら添え、水菜と油揚げのからし和	8人

	え、ブルーベリースムージー	
8月26日	シーフードピラフ、牛すじのビーフシチュー、サラダ、白桃のヨーグルトムース	5人
9月28日	栗ご飯、さんまの塩焼き、茄子の揚げ浸し、はんぺん団子のおすまし、果物	6人
10月26日	酢豚、えびワントンスープ、春菊と焼きエリンギの柚子胡椒和え、りんごとさつまいもの茶巾	4人
11月9日	料理教室の参考にすることと、当事者同士の交流を目的に食事会を開催	7人
12月21日	鮭とじゃがいものグラタン、生春巻き、サンドウィッチ、フルーツポンチ	5人
1月25日	マーボー鍋、えびしゅうまい、菜の花と竹輪の和えもの、黒ゴマプリン	5人
2月22日	ドライカレー、コールスローサラダ、ホットケーキサンド、マンゴーラッシー	4人
3月22日	五目あんかけ焼きそば、オクラときゅうりの酢の物、春野菜の中華スープ、とろとろ杏仁豆腐	7人

延べ人数 75人

## (2) サロン活動

18歳以上の知的障害者を対象に毎週土曜日の9時30分から17時までサロン活動を行っており、参加者が思い思いに過ごすことができるくつろげる環境を提供するとともに、当事者活動や仲間づくり、情報交換の拠点のひとつとして活動を実施した。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	27人	16人	28人	19人	14人	20人	13人	16人	10人	18人	14人	20人

延べ参加人数 215人

## (3) 交流プログラム

知的障害者の方を対象に年4回、料理教室やサロン活動の参加者と交流を図るためにプログラムを実施した。交流プログラムでは活動内容を参加者で話し合い、企画・運営力を身に付け、当事者活動の一環となるように実施している。

日時	交流プログラム	参加人数
5月12日(日)	生駒山麓公園「バーベキュー大会」	11人



9月8日(日)	三輪そうめん山本「そうめん作り体験」	12人
12月8日(日)	マンハッタンストリート「カラオケ大会」	9人
3月21日(祝)	福祉センター研修室1「話し合い&食事会」	9人

延べ参加人数 41人

#### (4)生活支援センターかざぐるま主催企画

生活支援センターかざぐるまが主催で、当事者や家族、支援者などへ社会参加の促進や生活に生かせるような企画を考案し、実施した。対象者は料理教室やサロン活動の参加者に限らず、養護学校在学生や市内の日中活動利用者などにも広く周知を行った。また、今年度は家族、支援者向けの企画も行い、家庭での障害特性の理解、周知を促す機会を提供した。

日時	内容	参加人数
8月4日(日)	生駒市福祉センター「みんなでチャレンジマナー講座」 講師：オフィスアオキ 代表 青木慶子氏 ※当事者対象	8人
11月29日(日)	生駒市福祉センター「自閉症の特性を知ろう」 講師：自閉症 e-サービス 代表 中山清司氏 ※家族関係者、支援者対象	81人
1月19日(日)	たんぼぼ生活支援センター交流会「大運動会」 ※当事者対象	6人

#### (5)機関紙「かぜいろだより」の発行

生活支援センターの役割や機能を周知し、地域に様々な情報を発信するために機関紙を作成している。生活支援センターの活動紹介や障害福祉制度の情報、社会資源の情報等を集約し、平成25年4月と11月に発行した。

## 6. 相談支援業務の課題について

### (1)相談支援業務について

・家族、本人の高齢化が進んできており、平成25年度は実際に介護者の病気が発覚したり、介護者が亡くなるといったことが起こっている。こうしたことから、将来の生活の方向性、緊急時の生活の場の確保、親亡き後の本人の生活の確保などの相談や必要性を感じるケースが増えてきている。また、実際に介護者の病気が発覚した、介護者が亡くなる等が起こっている。しかし、親亡き後や家族機能が著しく低下している状況でも、本人の生活を確保していけるような居住に伴う社会資源がまだ整っておらず、奈良県内でも特にグループホーム、ケアホームは空きが殆どない状況が続いている。1人暮らし

やサテライト型のケアホーム等も含めた、地域で本人の生活を支えて行けるような社会資源作りを考えていく必要がある。

- ・医療の介入が必要なケースが増えており、精神不安定による精神科病院の入退院、難病発症など課題を抱えたケースが多くなっている。医療、関係機関との連携を図りながら、医療機関退院後の生活支援に関する体制整備や健康維持のための支援を組み立てる必要がある。また、本人の高齢化に伴って、生活習慣病や運動機能の低下が見受けられるケースも増加している。特に、家族、本人の判断能力が低く、病気に対する改善意欲が乏しいケースやそれに伴い命の危険に関わる状況を招く事態も起こっている。こうしたケースへの介入方法や支援機関との連携についても検討していく必要がある。

- ・知的障害者の日中活動サービスの定員超過が続いている。特に今年度は、行動障害のある重度知的障害者の卒業後の進路が直前まで整わないといった状況が発生しており、支援の難しさや環境設定等資源の乏しさが露呈した事態となった。生活介護といった日中活動資源だけに限らず、行動援護提供事業所も不足しており、こうした行動障害のある方への支援の組み立てについても、専門的なスーパーヴィジョンを持って介入していく必要がある。

- ・サービス等利用計画の作成実施に伴い、相談件数や業務量の増加が著しく起こってきた。特にサービス等利用計画作成が集中する6月～9月、そしてその半年後のモニタリングが集中する1月～3月の時期は、業務過多となっており、相談支援専門員の疲弊が見られる事態となっていた。今後計画相談の完全実施に向けて、円滑な計画作成への体制整備や周辺事業所を巻き込んだ相談支援体制の見直しを図っていく必要がある。

- ・「社会生活力を高めるプログラム」については、在宅利用者や、就労している方などが集まる居場所として、インフォーマルな資源としての活用が進んできている。今後、こうした居場所の必要性を感じていることから継続していくことと、参加者がさらに増えていけばプログラムの方向性を再度見直していく必要がある。

- ・生活支援センター主催企画を平成25年度は当事者向けの企画と家族、支援者向けの企画として実施した。特に家族支援者向けの企画については障害特性の理解ということをテーマに多数の参加希望者が集まったことがあり、こうした情報共有の機会や家族が抱えている問題へのアプローチの必要性を感じる機会となった。今後こうした機会を通じて家族、支援者が抱える問題や当事者の社会参加の広がりにつながる企画を発信しながら、地域生活の広がりへ繋げる機会を作っていく必要がある。

## (2)生駒市自立支援協議会について

- ・生駒市自立支援協議会においては、個別支援会議で挙げられた地域の現状や課題に対する情報交換や情報共有を図り、各関係機関と共にその解決に向けて協議や実践等を行っていく必要がある。そのためにも日頃から個別支援会議を積極的に開催し、各関係機関とのネットワーク構築や地域の状況把握を行っていく必要がある。

- ・平成25年度は、担当者部会主催研修として「障害者虐待防止法について考える会」

を実施した。常に障害者の権利擁護の視点に立ち当事者からの発信を受け止めるアンテナを持つことや、障害者の「合理的配慮」をどう考えるかといったことを学ぶ機会となった。障害者虐待や権利擁護に関しては、一度きりの機会ではなく、継続して支援者が意識を持ち続けられるよう取り組んでいく必要性を感じている。また、各部会でも就労や権利擁護の部会などでも障害特性の理解啓発に取り組んできた。こうした機会を継続的に持続できる機関へ繋いでいくことと、今後さらに生駒市における地域の課題を解決していくための部会編成の見直しを検討していく必要がある。

## (2)障害者虐待防止法について

・平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行されたことにより、障害者虐待の相談窓口としての役割を担うこととなった。障害者支援事業所での障害理解の乏しさから当事者がしんどい思いを抱えている状況があることや、家庭環境の整備の難しさから本人の社会的秩序が維持できてないケース、児童に関してはサポートセンターゆうとの連携を図りながら介入を続けているケースなど、関係機関との情報共有を図りながら支援に介入している。今後新たな虐待通報があった際の介入や、現在も継続して関わりを持っているケースへのアプローチや改善策を図っていく必要がある。

この本は、日本の経済発展の歴史を、戦前、戦中、戦後と分けて、その背景、動機、結果、影響などを、詳しく、わかりやすく、解説している。特に、戦後の高度成長期については、その要因、条件、限界などを、詳しく、分析している。また、戦後の経済政策、産業政策、社会政策などについても、詳しく、解説している。この本は、日本の経済史を、詳しく、わかりやすく、解説している。特に、戦後の高度成長期については、その要因、条件、限界などを、詳しく、分析している。また、戦後の経済政策、産業政策、社会政策などについても、詳しく、解説している。

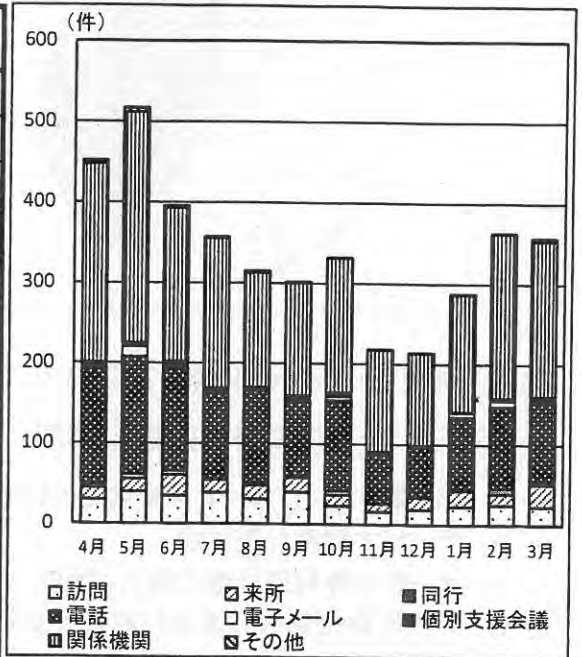
この本は、日本の経済発展の歴史を、戦前、戦中、戦後と分けて、その背景、動機、結果、影響などを、詳しく、わかりやすく、解説している。特に、戦後の高度成長期については、その要因、条件、限界などを、詳しく、分析している。また、戦後の経済政策、産業政策、社会政策などについても、詳しく、解説している。この本は、日本の経済史を、詳しく、わかりやすく、解説している。特に、戦後の高度成長期については、その要因、条件、限界などを、詳しく、分析している。また、戦後の経済政策、産業政策、社会政策などについても、詳しく、解説している。

# 平成25年度 生活支援センター あけび の概況報告(4月～3月)

## 1、相談支援業務の概況

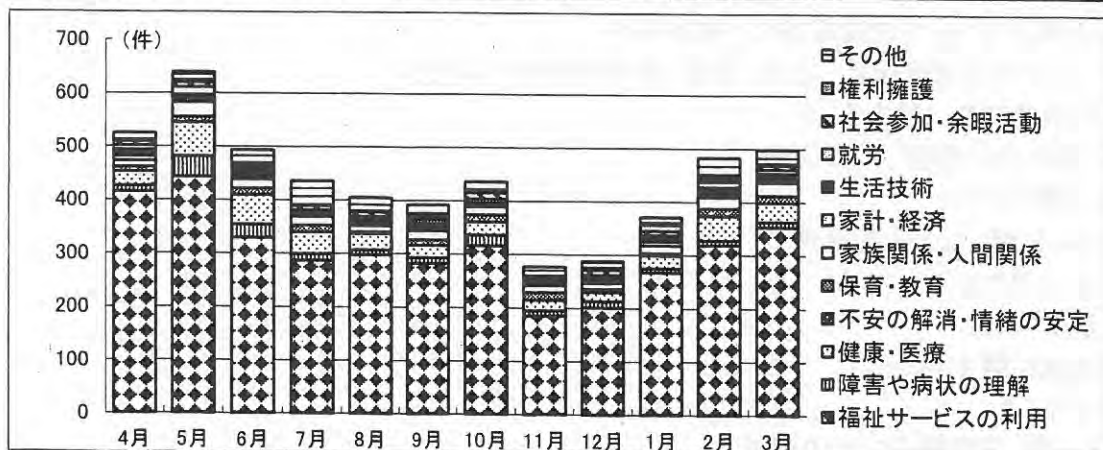
### (1)相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	30	15	4	144	3	5	247	4	452
5月	40	16	6	146	12	5	287	5	517
6月	35	26	5	128	3	5	191	3	396
7月	39	16	2	107	2	3	187	1	357
8月	31	17	4	114	1	3	143	2	315
9月	40	18	2	95	0	5	141	1	302
10月	23	14	5	113	4	5	168	0	332
11月	16	10	1	62	0	2	127	0	218
12月	19	15	1	62	0	2	115	0	214
1月	23	20	2	90	5	1	146	1	288
2月	25	14	7	102	7	3	205	0	363
3月	23	28	3	101	1	4	194	3	357
合計	344	209	42	1264	38	43	2151	20	4111

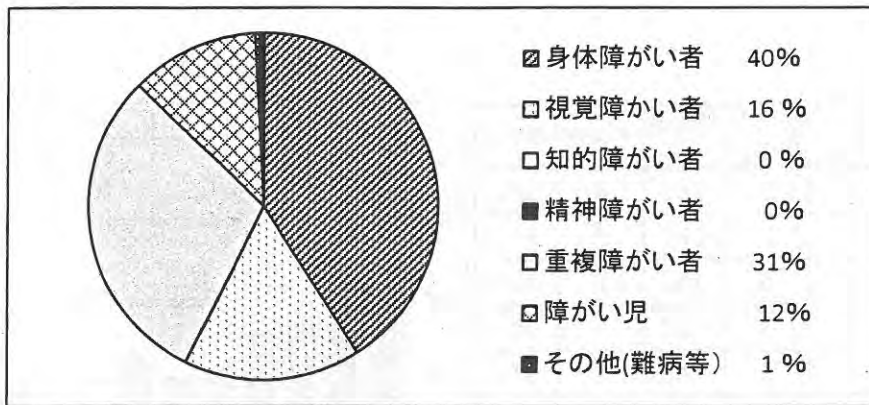


### (2)相談支援業務の内容件数

	福祉サービスの利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	415	11	27	9	8	12	8	12	8	8	2	14	534
5月	443	38	64	40	10	27	5	9	15	9	4	15	679
6月	329	25	55	12	12	17	6	10	6	4	5	24	505
7月	287	12	41	7	13	16	5	6	2	7	2	45	443
8月	298	9	30	7	4	11	4	11	3	8	2	25	412
9月	282	11	23	6	10	17	5	9	7	6	6	16	398
10月	316	20	25	6	13	15	3	5	7	11	3	18	442
11月	185	10	20	8	14	13	3	5	3	5	2	17	285
12月	201	12	17	10	6	11	3	7	5	10	4	12	298
1月	267	8	24	11	4	15	7	8	4	8	12	14	382
2月	319	9	46	24	14	21	4	15	10	6	5	34	507
3月	353	10	36	14	13	25	5	12	7	8	3	26	512
合計	3695	175	408	154	121	200	58	109	77	90	50	260	5397



### (3) 相談対象者障害種別



## 2、相談支援業務の内容について

### (1) 福祉サービスに関する相談・調整

- ・ 聞き取りおよびサービス利用についての情報提供
- ・ サービス利用計画作成
- ・ サービス等利用計画に関する説明
- ・ 利用者負担額の試算及び軽減に関する情報提供、軽減申請代行
- ・ 障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害程度区分認定調査代行申請
- ・ 障害程度区分認定調査
- ・ 調整会議の開催
- ・ サービス提供事業者との連絡、調整
- ・ サービス利用内容に関しての要望等の連絡、調整
- ・ サービス支給量変更に関しての調整、代行申請
- ・ サービス提供事業所への見学同行
- ・ 市内転出入に伴う申請援助
- ・ 上限管理についての情報提供
- ・ 学童の放課後支援についての情報提供
- ・ 長期休暇支援に伴うサマースクールの情報提供
- ・ 介護保険制度に関すること
- ・ 家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
- ・ 難病等の方への障害福祉サービスに関すること

など

### (2) 各種社会保障制度等【(1)以外】に関する相談、利用援助

- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 日常生活用具の購入についての情報提供、申請同行
- ・ 補装具の給付についての情報提供、連絡、調整、申請同行または代行
- ・ 心身障害者(児)医療制度に関すること
- ・ 高額医療制度に関する相談、申請代行
- ・ 特定疾患医療に関すること
- ・ 緊急通報システムに関する情報提供
- ・ 各種障害給付金に関すること
- ・ 障害者年金に関すること
- ・ 生駒市交通費助成に関すること
- ・ 生活保護に関すること
- ・ 行政手続き(住民票、戸籍謄本など)の同行

など

### (3) 社会資源活用(インフォーマル資源)における援助

- ・ 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- ・ 民間有償サービス(施設・病院内での支援、家事代行、配食サービス等)に関しての情報提供
- ・ 福祉機器に関しての、業者との連絡、利用援助
- ・ 障害特性に応じた医療機関の情報提供
- ・ まごころ収集に関すること
- ・ サロンの紹介、参加支援
- ・ 各種教室や行事への参加支援
- ・ 子育て支援に関すること
- ・ 障がい者割引サービスに関しての情報提供
- ・ ボランティア資源の開拓

など

### (4) 権利擁護のための支援

- ・ 成年後見制度の情報提供、申請援助
- ・ 地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・ 人権啓発活動

など

### (5) 専門機関との連絡、調整

- ・ 医療機関との連絡、調整、診察への同行
- ・ 訪問看護ステーションとの連絡、調整
- ・ 障害福祉機関との連絡、調整
- ・ 他の相談支援事業所との連絡、調整
- ・ 介護保険ケアマネージャーとの連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターとの連絡、調整
- ・ 就労・生活支援センターとの連絡
- ・ 特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
- ・ 郡山保健所との連絡、調整
- ・ 健康課との連絡

など

### (6) 障がい者・児の自立、社会参加に向けた相談・支援

- ・ 就学・進学に関する情報提供、相談
- ・ 養護学校卒業後の進路に関する事
- ・ 長期入院者の退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 仕事に関しての相談、情報提供、同行
- ・ 休職・復職に関すること
- ・ 親の加齢に伴う、将来の生活の場についての相談
- ・ 家族や友人関係に関すること
- ・ 障がい受容に関する支援
- ・ ひきこもり状態からの社会参加へ向けた相談

など

### (7) その他の相談支援

- ・ 生駒市自立支援協議会に関すること
- ・ 障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
- ・ 引きこもり家族への対応の仕方についての相談支援、傾聴
- ・ 介護保険制度適応への移行についての相談、情報提供

など

### 3、相談支援業務の傾向について

- ・ 外出するのが困難な方が多く、来所より訪問のケースが多いが、就労しているケースや保護者からの相談が増え、他の家族への配慮から自宅で相談できないケースもあり、来所のケースが増えている。
- ・ 相談対象者の障害種別では身体障害、特に肢体不自由のケースが半数を占めている。
- ・ 難病者が障害福祉サービスの対象になったが、大半の方が、身体障害者手帳を所持されている。
- ・ 知的障がいや精神障がい重複している方からのケースや内部障害者等、障害種別が多様化している。
- ・ 医療ケアの必要性が高い人が多く、医療機関、特に訪問看護ステーションとの連携は不可欠である。
- ・ 体調不良や家族の介護力低下により、生活環境の変更が必要である方が多かつた5月は相談件数が増え、11月、12月はサービス利用相談が少なかったため、相談件数が倍以上違っている。
- ・ 相談業務件数は変わらないが、業務内容の計算方法を変えたため、去年より件数が減っている。
- ・ 家族や本人の高齢化が進んでおり、親亡き後の本人の生活の確保等の相談が増えてきている。
- ・ 状態の変化や急な入退院が多く、サービス調整や見直しが頻繁に行われるケースが多い。
- ・ 介護保険を利用されている方や介護保険へ移行するケースが多く、介護保険関係者との連絡調整が多い。
- ・ 介護者や家族が要支援のケースも多く、家族に代わる支援や家族支援も求められている。
- ・ 本人や家族が福祉サービスに依存し、家族力やインフォーマル資源を活用しようとする傾向もある。

### 4、会議、研修等の参加状況について

#### (1) 定期的な会議の参加状況

会議・研修名	内容	日時・場所
障害者地域自立支援協議会 担当者部会	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域ネットワーク構築に向けた協議・企画を行う。	5月28日、7月30日、9月27日、 11月26日、1月28日、3月25日 コミュニティセンター
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (こども支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・日中活動系の事業所が集まり、障がい児支援の先進地を視察。相談機関や福祉サービスについて知ってもらい、児童を取り巻く関係機関との連携強化を図る。また、リーフレットとサポートブック作成を行う。	4月20日、6月20日、7月17日、 8月2日、8月23日、8月、9月20日、 10月12日、11月22日、12月12日、 2月7日、3月7日 あずさ
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (就労支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・日中活動系の事業所が集まり、生駒市の就労に関する現状把握を行い、障がい者の就労モデルの発信としてのイベントや職場体験の場の開拓を行う。	6月11日、7月16日、8月6日、 9月10日、11月12日、12月10日、 1月14日、 コミュニティセンター
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (権利擁護部会)	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、権利擁護制度の理解を中心とした活動と地域に向けた啓発活動のための具体的取り組みについての検討し、民生委員への働きかけ、市民向けのイベント、研修会の開催を行う。	4月24日、6月6日、7月26日、 8月29日、9月11日、10月12日、 10月23日、1月14日 コミュニティセンター、 たけまるホール
西和圏域 相談支援事業 担当者連絡会	西和圏域の相談支援事業所が集まり、奈良県や西和圏域内の現状を共有するとともに、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、西和圏域内でのネットワーク構築に向けた協議を行う。	郡山3支援センター

\* その他、各関係機関とのケース会議に随時参加している。



## (2) 研修会等の参加状況

会議・研修名	内容	日時・場所
なら人権相談ネットワーク 相談員研修	カウンセリングの基礎についての講義を受け、演習を行い、傾聴について学ぶ。	5月27日 帝塚山大学学園前キャンパス
障害者虐待防止法の理解 —行動障害と虐待—	障害者虐待防止法の概要と行動障害が虐待を引き起こすメカニズムについての講義を受け、行動障害が起きない対応の仕方を学ぶ。	7月9日 やすらぎの杜 延寿
障害者程度区分認定 調査員研修	障害程度区分認定調査に関する講義を受け、演習等を行い、障害程度区分認定調査員としてのスキルを身につける。	7月4日 奈良県文化会館
障害者自立支援法に関する 市町村審査会委員研修	認定調査員や市町村審査会事務局担当者、審査会委員と意見交換を行い、市町村審査会で求められる認定調査票の書き方について学ぶ。	7月18日 奈良県文化会館
サービス等利用計画作成 研修会	生駒市の支給決定プロセスとサービス等利用計画書の作成について、モニタリングを中心に勉強し、スキルアップを図る。	7月30日 コミュニティセンター
奈良県相談支援従事者 研修	相談支援に関する講義を受け、演習等を行い、相談支援従事者としてのスキルを身につける。	9月4日、9月9日、9月11日、 9月19日、9月26日 奈良県産業会館、エルピア中和
地域共生ホーム 全国セミナー	富山型デイサービスの運営や特徴、そこで働く障がい者の本音を聞き、福祉現場における共生の意識を高める。	10月19日、20日 富山国際会議場
自閉症への理解	自閉症の特性を理解し、持っている力が最大限発揮できる対応の仕方を事例を通して学ぶ。	11月29日 生駒市福祉センター
サービス等利用計画に関する 専門研修	地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の取得、及び困難事例に対する支援方法について学び、スキルアップを図る。	11月25日、12月2日 奈良県産業会館 奈良県社会福祉総合センター
障がい者虐待防止法について 考える会	障がい者虐待防止法の体制構築を通して、権利擁護の視点に立ち日々の業務を振り返り、グループディスカッションや講義を聴き、支援を見つめなおすとともに、障がい者の支援向上を図る。	2月2日 生駒市福祉センター
障害支援区分に関する 説明会	平成26年4月施行に伴い、障害支援区分認定調査の内容や市町村審査会における審査判定等に関して説明を受ける。	2月27日 奈良県社会福祉総合センター
奈良県相談支援事業所 連絡会 勉強会	普段の業務に取り組む中で抱えている疑問や思いを本音で議論し、今後の相談支援のあり様や取り組みについて考え、県内の相談員同士のネットワークをつくる。	3月24日 やまと郡山城ホール
福祉的後見推進事業 勉強会	成年後見制度に実際に関わっておられる弁護士や社会福祉士の講演や事例検討を通し、成年後見の現状を知り、福祉的後見について考える。また、専門職とのネットワークをつくる。	3月24日 コミュニティセンター

## 5、相談支援業務の課題について

### (1) 相談支援専門員のスキルアップ

- ・ 対象者の障害種別が多様化・重複化しており、家族力も低下している中で、相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等が必要である。
- ・ 相談に依存しすぎないように、対象者自らが問題に取り組み、解決する力を発揮できるような支援スキルが求められている。
- ・ サービス等利用計画に伴う業務量増加に伴い、基本相談やサービスにつながらない継続支援ケース等の相談支援業務の質を落とさないように努めなければいけない。
- ・ 虐待の状態への気づきや未然防止できる相談支援業務

### (2) 社会資源の構築、開発、充実

#### 【フォーマル】

- ・ 緊急入所や介護負担軽減のための短期入所に対応できる受け入れ先
- ・ 親なき後や家族機能が低下した時に地域で本人を支えられる資源
- ・ 重度心身障がい児者が常時医療ケアを受けながら過ごすことができる日中活動の場
- ・ 高次脳機能障がいの人にあつた日中活動の場
- ・ ひきこもり聴覚障がい者の日中活動の場
- ・ 軽度の方が参加できる就労・日中活動の場
- ・ 通いやすい児童の放課後に過ごす場所や短期入所施設

などの充実

#### 【インフォーマル】

- ・ 制度利用にそぐわない人の行き場所(サロン等)の構築
- ・ 地域内で助け合える共生意識の啓発(災害に備えても必要)

### (3) ネットワークの構築

障害福祉関係者  
介護保険関係者  
医療関係者  
教育関係者  
地域住民

相互に情報を共有し、顔の見える関係をつくる。

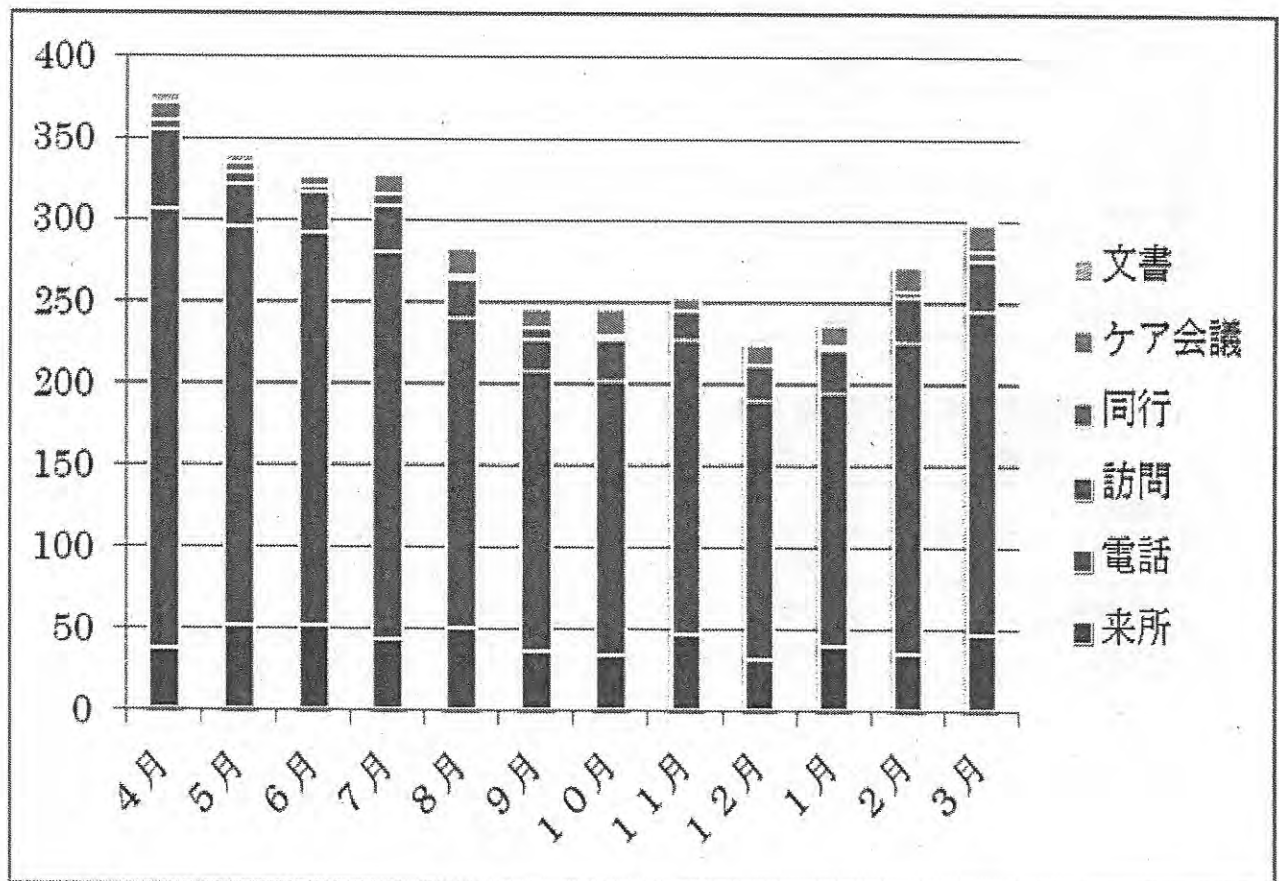
# 平成 25 年度 生活支援センターコスモールいこまの活動報告

## 1. 相談支援業務の概況

(分類は奈良県精神保健福祉センター作成の相談支援事業所精神保健福祉業務日報・月報・年報記載要領による)

### (1) 相談支援業務の件数

月	来所	電話	訪問	同行	ケア会議	文書	合計
4月	38	268	49	6	11	6	378
5月	52	243	27	7	6	4	339
6月	52	240	25	3	6	2	328
7月	43	237	29	7	12	2	330
8月	50	189	24	3	16	3	285
9月	36	171	19	7	12	0	245
10月	34	168	24	3	16	1	246
11月	47	179	18	0	8	0	252
12月	32	157	22	0	13	4	228
1月	40	154	27	2	13	4	240
2月	35	190	27	4	16	2	274
3月	45	197	30	6	17	2	297
合計	504	2393	321	48	146	30	3442



(2) 疾病別 (実数合計 277)

※疾病が重複している場合は精神疾患に関するもののみ計上しています。

種別	実数
精神病圏の疾病	179
アルコール依存症	1
薬物依存症	1
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	5
その他精神疾患	22
知的障害	1
発達障害	23
高次脳機能障害	5
その他	40

<用語解説>

- ※1 精神病圏—統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分（感情）障害、等
- ※2 老人性精神疾患—認知症、老人性うつ状態、等
- ※3 思春期性精神疾患—18歳未満の思春期の精神保健福祉（発達障害含む）に関すること  
学校生活、家庭での問題行動（不登校、乱暴、性等）
- ※4 心の健康—神経症性障害、ヒステリー、パニックディスオーダー、ストレスに関すること
- ※5 その他精神疾患—てんかん、精神発達遅滞、人格障害、摂食障害の一部、

(3) 年齢別 (実数合計 277) ※新規も含む

年齢	実数
～18	2
19～39	123
40～64	111
65～	8
年齢不詳	33

(4) 新規紹介経路 (新規実数合計 77)

機関	実数
保健所	0
市町村	26
医療機関	18
その他	33

(5) 相談内容 (延べ件数合計 3442 件)

内容	延べ件数
福祉サービスの利用に関する相談。調整	1001
障害や病状の理解に関する支援	0
健康・医療に関する支援	104
保育・教育に関する支援	402
不安の解消・情緒安定に関する支援	0
家族関係・人間関係に関する支援	109
家計・経済に関する支援	52
生活技術に関する支援	160
就労に関する支援	138
社会参加・余暇活動に関する支援	100
不安の解消・情緒安定に関する支援	20
その他	1356

## 2. 相談支援業務の内容について

### (1) 福祉サービスの利用に関する相談、調整

- ・ 障害者自立支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
- ・ 障害者自立支援法の利用者負担額の試算に関する事
- ・ 障害程度区分認定調査及びサービス利用計画作成
- ・ 障害程度区分、障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害福祉サービスのサービス内容に関する事
- ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
- ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
- ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
- ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
- ・ 介護保険の申請援助
- ・ 介護保険サービスの内容に関する事

など

### (2) 各種社会保障制度等【(1) 以外】の利用援助

- ・ 療育手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害基礎年金の申請援助
- ・ 障害基礎年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害基礎年金の現況届、住所変更手続きに関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整

- ・ 世帯分離に伴う情報提供、各種申請援助
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続（印鑑証明、戸籍謄本、住民票など）の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の申請援助
- ・ 国民健康保険税に関する情報提供
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ 生駒市交通費助成に関する事
- ・ 特定移動支援者福祉金に関する事
- ・ 年金定期便に関する事
- ・ 裁判員制度に関する事

など

(3) 社会資源（インフォーマル資源）活用における援助

- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス（薬取りや家事代行等）に関する事
- ・ 障害特性に応じた医療機関の紹介、診療確認
- ・ まごころ収集に関する事

など

(4) 権利の擁護のために必要な援助

- ・ 成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・ 成年後見人制度の情報提供
- ・ 携帯関連会社からの不正請求に関する事
- ・ 地域福祉権利擁護事業の情報提供

など

(5) 専門機関の紹介、調整

- ・ 医療機関への同行、ケース報告、薬の受け取り代行、診療情報提供書の受け取り
- ・ 障害者職業センターへの連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 公共職業安定所への同行、ケース報告、連絡
- ・ しごと i センターの紹介
- ・ 障害福祉サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 弁護士事務所へのケース報告、連絡、調整
- ・ こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 家庭児童相談室へのケース報告、連絡、調整
- ・ 社会保険事務所への連絡、調整、同行
- ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
- ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 消費者センターの紹介、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整
- ・ 郡山保健所の紹介、連絡、調整

- ・ カウンセリング機関の紹介
  - ・ 法律無料相談の情報提供
  - ・ ボランティアビューローの情報提供
- など

(6) 障害者（児）の自立、社会参加に向けた支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
- ・ 長期在宅者への情報提供、サービス調整
- ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
- ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
- ・ 障害者向けの研修会などの情報提供
- ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
- ・ 家族や友人など人間関係に関する事
- ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事

など

(7) その他の相談支援

- ・ 子供の養育に関する事
- ・ 親の介護に関する事
- ・ 薬に関する事
- ・ 病気に関する事
- ・ 精神保健福祉ジャーナル「マインドなら」への記事提供
- ・ ひだまり家族会に関する情報提供
- ・ 各種パンフレット作成のための情報提供

3. 会議、研修等の参加状況について

(1) 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	日時
生駒市障がい者地域自立支援協議会 ・ 担当者会 ・ 権利擁護部会 ・ 就労支援部会	行政・生駒市内の事業所等が集まり、生駒市における障害者に関する課題等を協議、地域ネットワーク構築等を行う。	2ヶ月に1回
西和圏域相談支援事業担当者連絡会（ほっとステーション）	西和圏域の相談支援事業者が集まり、奈良県や西和圏域内の現状を共有し、事例検討等を行い、西和圏域内のネットワークを構築している。	2ヶ月に1回

社会福祉法人萌 相談支援事業所会議	同じ法人内の相談支援事業所が集まり、情報交換や課題について協議を行い、よりよい支援の在り方について検討する。	2ヶ月に1回
----------------------	--	--------

## (2) 研修会等の参加状況

県社協主催の「中堅職員研修」、自主グループ研修などに参加し、積極的に研鑽を行うよう努めた。家族支援についてイギリスでの取り組みや考え方を学びに「みんなねっと」によるフォーラムに参加した。生駒市社会福祉協議会主催の福祉後見推進事業に関する連絡会へ参加し、権利擁護の視点他職種（弁護士や司法書士など）や地域包括支援センターなどの関係機関と顔見知りになり、情報交換する機会となった。その他、県の制度変更の説明会などへ出席した。

## 4. その他の活動について

### (1) 計画相談支援

サービスを利用している人、これから利用する人を対象に生駒市では今年度から本格的に開始された。のべ新規 122 件、継続 74 件実施した。市役所とはサービスを利用するまでの一連の流れや、必要書類の確認など何回も確認しあった。当事者にとっては提出しなければならない書類が増え、受給者証の管理をするなどの負担が増えた。当事者や関係機関には制度の説明をわかりやすく伝える努力をした。計画相談者の一覧表を作成し、市から受給者証の期限が切れる方の名簿をもらうなどして、サービス受給されている人がスムーズに更新できるよう努めた。1年間の多くの時間を計画相談に関する業務で占めたように思う。そんな中でサービスを使うためだけの形だけの計画相談にならないよう心がけ、その人にとって本当に必要なものは何か、今生駒に必要な地域課題は何かなど考え、職員間で共有しながら取り組んだ。

専門的な技術を必要とする計画相談、見えてきた地域課題に取り組んでいくためには、体制を作っていくことが必要だとわかった。

### (2) 障害程度区分認定調査（54 件実施）

障害から出てくる生活のしづらさが適切に反映されるよう、聞き取りと特記事項の記入の仕方に留意した。26 年度実施となる「障害支援区分」にスムーズに移行できるよう奈良県による説明会に参加した。

## 5. 相談支援業務の現状と課題について

- 発達障害を重複しているケースの相談に対して、奈良県発達障害支援センターでいあ〜と連携を取りながら行った。障害特性が違い、関わり方も異なるため、行き場所が少ないといった課題を発信していく必要がある。
- 精神科デイケアが市内に無く、遠方まで行く体力がないため、自宅に引きこもっている方の相談もあり、今後どのように解決していくか課題である。
- 地域移行・定着を進めていく仕組みがなく、対象者がなかったため、実施することができなかった。課題や問題点を整理するため、法人内の地域移行支援研修会の企画チームに参加した。医療機関とのケース共有などを通じて関係構築し、地域移行・定着支援をすすめる上での地域課題を抽出していく。それを共有し、具体的な取り組みに向けて検討できる場を作っていく。



○家族のみの相談は年間 295 件あった。主な内容はサービスの利用に関する相談だった。外出が難しく在宅で家族だけで支えている人や、相談窓口やサービスの存在を知らずに生活している人は多く、潜在的なニーズはある。社会資源の一つであるひだまり家族会の定例会に毎月出席し、家族と家族会とをつなぐ役割や情報提供を行った。家族への支援として、ケースを通じて出てきた課題を市と共有し、幅広く家族に向けて情報提供が出来る機会を持つ。

## 6. 精神障害者の支援における特性

- 利用者との話し合いで進めていくことがほとんど。(認知が正しく行われなくてもあるため、話し合いには細心の注意をはらう必要がある)
- どんな風に生きていきたいか、長期目標のない利用者が多く、そこから始めていかねばならない。(隠されたニーズを丁寧に掘り起こす支援が必要)
- 「大丈夫ですよ」の一言を、毎日聞くことで安心して日常生活が送れる。細かな、小さな継続的な支えが必要。
- 利用者は日々成長し、変化していく。病状にも波があり、障害が固定していないため、その時々々の能力を細かくアセスメントする必要がある。
- 問題解決をのぞんでいない、ケアマネジメントの手法を使えない利用者もいる。(課題に向き合おうとしないため、課題の共有が行えない)
- 相談に依存しすぎることをないように、セルフマネジメントが行えるような支援に重点をおく必要がある。加えて、その姿勢を関係機関とも共有する必要がある。
- 社会生活を送る上での相談が多岐にわたり、手続きひとつにしても、窓口の案内だけではなく、細かく情報提供を求められるため(どんな書類が必要で、いつ手続きが完了するのかなど)相談員が詳しく把握しておくか、窓口へ同行する必要がある。

... (faint text) ...

... (faint title) ...

... (faint text) ...

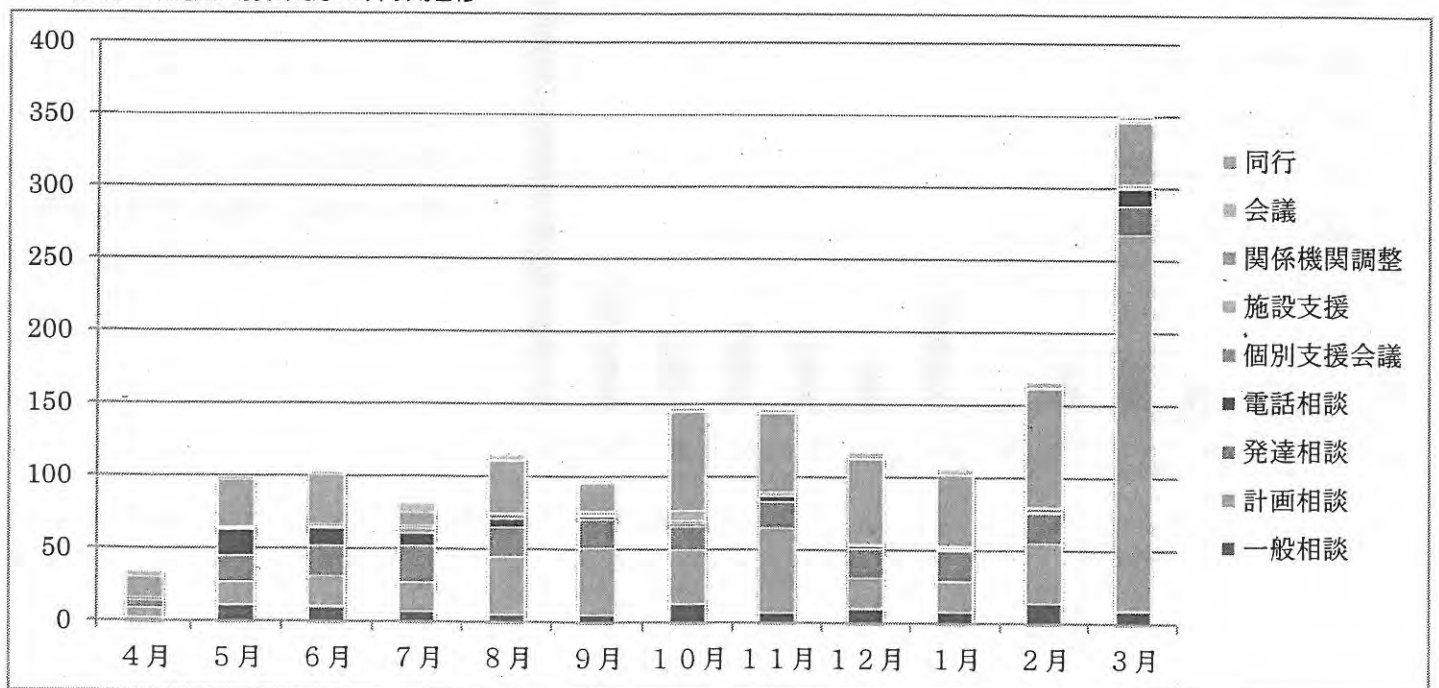
# 平成25年度 生活支援センターあすなろの概況報告（H25.4～H26.3）

## 1. 相談支援業務の概況

### (1) 相談支援業務の件数

	一般 相談	計画相談 (モニタリング)	発達 相談	電話 相談	個別支援 会議等	施設 支援	関係機関 調整	会議	同行 支援	合計
4月	2	8	5	2	0	0	14	4	1	36
5月	11	16	18	18	1	1	32	2	0	199
6月	10	21	21	12	1	2	34	2	0	103
7月	7	20	25	9	3	2	9	7	0	82
8月	5	40	20	6	3	1	36	3	1	115
9月	5	46	20	2	1	2	20	2	0	98
10月	13	37	16	2	2	7	68	3	0	148
11月	7	60	18	4	0	3	54	3	0	149
12月	10	58	20	2	1	0	59	4	0	154
1月	8	21	21	1	0	2	49	4	0	106
2月	14	41	21	1	3	0	82	4	1	167
3月	9	273	20	12	1	2	43	2	2	364
計	101	641	225	71	16	22	500	40	5	合計 1621

### (2) 相談支援業務の件数推移

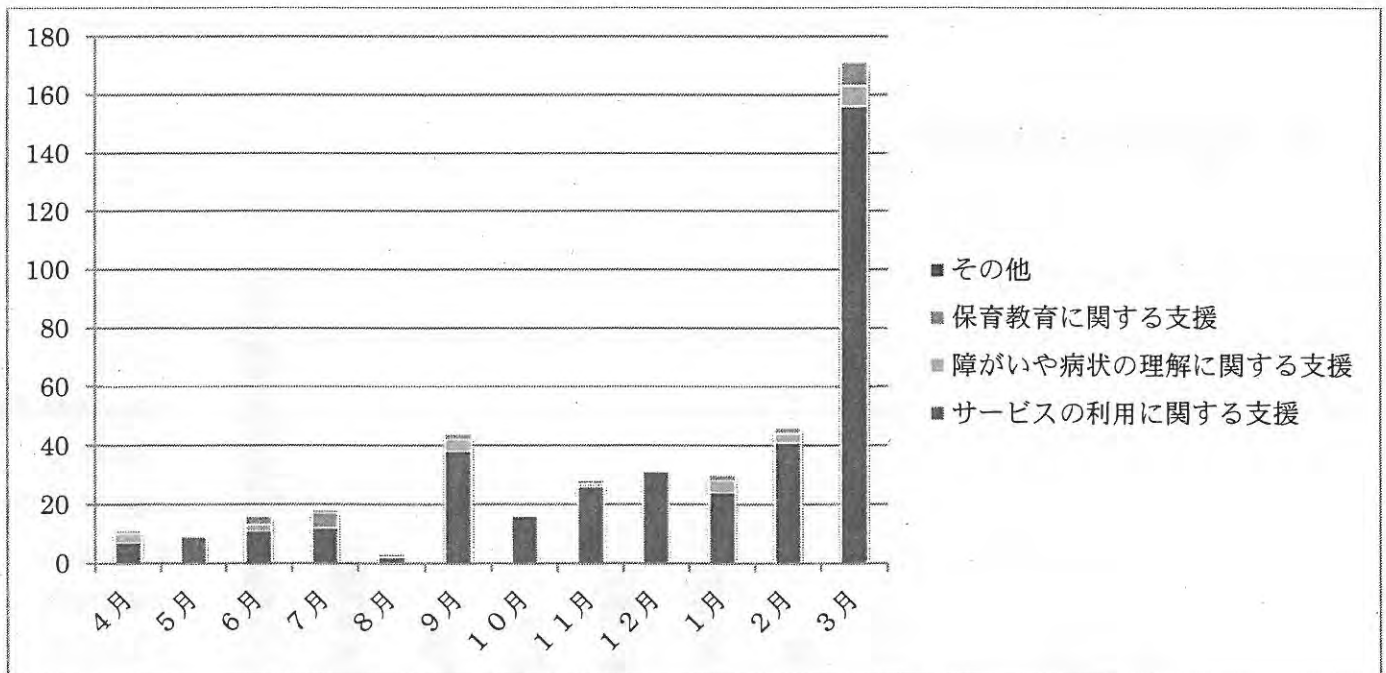


## 2. 相談支援業務の内容

- ☆ 主に相談者は、対象児の保護者となります。
- ☆ 幼児に関する相談までの経緯は、乳幼児健診や、通園する幼稚園や保育園で、発達の遅れや集団の適応等について指摘され、健康課や医療機関等から当センターでの相談を紹介されます。
- ☆ 小・中学生の相談も受けており、年々増加傾向にあります。

### (1) 相談支援の内容と件数・推移

	サービスの利用に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	保育教育に関する支援	その他	計
4月	7	3	1	0	11
5月	9	0	0	0	9
6月	11	2	3	0	16
7月	12	0	5	1	18
8月	2	0	1	0	3
9月	38	4	2	0	44
10月	16	0	0	0	16
11月	26	1	1	0	28
12月	31	0	0	0	31
1月	24	4	2	0	30
2月	41	3	2	0	46
3月	156	7	8	0	171
計	373	24	25	1	423



(2) 通所および福祉サービスの利用に関する相談、調整

- 児童発達支援の利用・内容に関する相談
- 障がい福祉サービス利用に関する相談
- 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
- 児童支援利用計画の作成
- 通所・障害福祉サービスの代行申請
- 障害福祉サービスのサービス内容に関すること
- サービスの支給量変更に関する調整、代行申請
- サービスの契約に関すること
- 学童期の放課後支援に関すること（放課後等デイサービスなど）
- 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
- 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
- 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
- サービス調整会議の実施

など

(3) 専門機関の紹介、調整

- 相談支援事業所や通所・障害福祉及び通所サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- 家庭児童相談室・こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- 健康課・郡山保健所へのケース報告、連絡、調整
- 幼稚園、保育園、学校へのケース報告と連絡、調整
- 医療機関へのケース紹介、報告と連絡、調整
- 個別支援会議の実施

など

(4) 社会資源活用（インフォーマル資源）における援助

- 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- 子育て支援に関すること
- 障害特性に応じた医療機関や療育施設の情報提供

など

(5) 社会参加に向けた相談・支援（保育・教育に関する支援）

- 就園、小・中学校への就学の相談と情報提供
- 不登校の相談
- 学習についての相談

など

(6) 障がいや病状の理解に関する支援

- 障がい受容に葛藤や落ち込みの段階にある保護者の支援

### 3. 相談支援業務の傾向について

- ☆ 通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主ですが、その中でも、幼児の児童発達支援や療育についての相談が大半を占めています。そのため、年度末や、健康課での母子保健事業の親子教室がワンクール終了する時期などが、申請や見学などの相談が集中します。
- ☆ 児童発達支援事業の利用の場合、発達し常に変化していく状況がある幼児ですから、障害者手帳の有無や、診断の有無は問わずに早期に発達支援をするという位置づけで、グレーゾーンの子どもにも対応できるようになっています。そのため、保護者の不安も大きく、発達を踏まえての助言も含め慎重、丁寧な相談が求められます。
- ☆ 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れや多動傾向、発達障害と加えて知的な遅れを伴うケースが多くを占めます。
- ☆ サービスを利用している児の兄弟の相談や虐待、保護者の精神疾患を伴うケースも多く複雑化し、子どもサポートセンターゆうとの連携をとるケースが増えています。そのため、要保護対策地域連絡協議会の会議にも出席しています。
- ☆ 医療ケアが必要な子どもが退院し、家庭で過ごすケースについては、保健所や健康課の保健師と連携し訪問相談を行っていますが、ケースは増加傾向にあります。
- ☆ 市内での放課後デイサービス事業所は増えていますが、既に定員がいっぱいの状態で奈良市や大和郡山市への利用児童は多いです。
- ☆ 小学校へ入学後の支援について、担任教諭からの依頼で連携が取れるケースも出てくる反面、特に中学校では障がい特性の理解や教育支援が乏しく本人が通学しにくくなっているケースも多くみられます。

### 4. 発達相談について

- ☆ 発達相談員による発達相談を随時行っています。(予約制)  
新版K式発達検査や WISK-Ⅲを利用し、発達状況や保護者との相談を行います。また、結果をお渡しし、サービス事業所や幼稚園、保育園で、共有していただくツールになっています。
- ☆ 希望やケースにより、発達相談員との療育相談も実施しています。

### 5. 会議・研修等の参加状況について

- ☆ 障害者自立支援協議会担当者会・こども支援部会・権利擁護部会
- ☆ 生駒市要保護対策地域協議会
- ☆ 生駒市障害者自立支援法のサービス支給決定のための審査会
- ☆ 健康課・児童発達支援事業所との連絡会
- ☆ 地域療育ネットワーク会議
- ☆ 相談支援従事者現任研修
- ☆ サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修(予定)
- ☆ 障害児・者相談支援全国連絡協議会 研修(年2回)
- ☆ 全国児童発達支援協議会(CDS) 研修

## 6. その他の活動

### (1) オープンスペース

☆ 放課後や長期休暇中など、障がいを持っている子どもや発達が気になる子どもの遊び場や保護者同士の交流の場として、親子で自由に遊べる場を提供しています。

○ 毎週水曜日 午後3時45分～午後5時30分まで

☆ 実態としては、未就学児の利用が9割を占めています。また、飛び込みの相談もあります。通園を利用希望される前段階での利用も見られます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
利用人数	21	43	35	43	23	41	473名
	<b>10月</b>	<b>11月</b>	<b>12月</b>	<b>1月</b>	<b>2月</b>	<b>3月</b>	
	41	41	41	40	40	64	

### (2) 施設支援

幼稚園や保育園、サービス事業所等で、要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について助言や指導を行っています。

必要性があっても諸事情から通園にはつながることができないケースにも対応し、支援を行っています。

### (3) まりもの会

郡山保健所が実施する、医療ケアの必要なお子さん、ご家族を対象としたサロンに参加、協力させていただきました。今後は生駒市在住のお子さんたちを中心に単独の活動として検討をしていく予定です。

## 7. 相談支援業務の今後の課題について

☆ オープンスペース開所当初のニーズ（学齢児の放課後の居場所づくり）の変化に伴い、利用児の大半は通園している児であることから、対象児や内容について見直しが必要と考えています。

☆ 計画相談の件数が非常に多く、相談員の人数を増やして対応は図っていますが、負担はもちろんのこと必要な支援を丁寧に行うことに難しさが出ています。しかし、事業所との連携は積みあがってきておりメリットも感じられます。

アの債権消滅時効は、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算されず、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。債権者の怠りとは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。債権者の怠りとは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。

債権者	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権
債権者	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権
債権者	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権

債権消滅時効

債権消滅時効とは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。債権者の怠りとは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。

債権消滅時効

債権消滅時効とは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。債権者の怠りとは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。

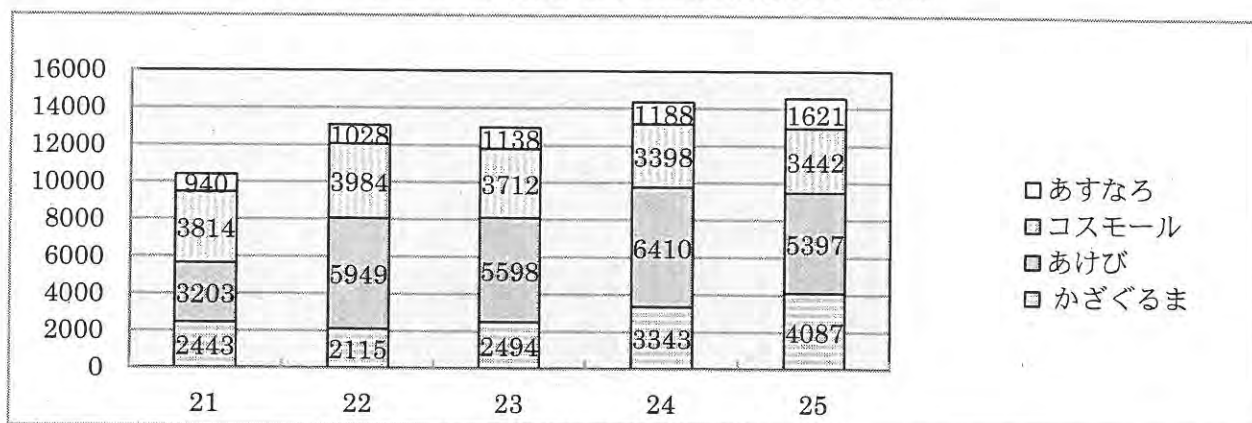
債権消滅時効の消滅時効

債権消滅時効の消滅時効とは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。債権者の怠りとは、債権者が債権行使を怠るべき状態に陥るまで、債権者の怠りによって消滅時効が起算される。



# 平成 25 年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ

## 1、平成 21 年から 25 年までの支援センター別相談件数の推移



## 2、平成 25 年度 相談事業の概要と相談件数

(1) 福祉サービスの利用に関する支援	7,711
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	188
(3) 健康・医療に関する支援	647
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	773
(5) 保育・教育に関する支援	163
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	373
(7) 家計・経済に関する支援	162
(8) 生活技術に関する支援	383
(9) 就労に関する支援	374
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	367
(11) 権利擁護に関する支援	84
(12) その他	3,322
計	14,547

## 3、相談支援の傾向と課題

- ・ 障がい当事者だけの問題でなく、家族や介護者の高齢化などによる疾病や障がいにより、複合的な問題を抱えている要援護世帯のケースが年々増加している。問題が複雑化し相談業務において、他の関係機関との連携・調整が重要である。
- ・ 発達障がい・高次脳機能障がい等、障がい種別の多様化と、重複化、(施設から地域への移行を踏まえ、在宅生活になっているケースが増えている)により、本人に適した社会資源も不足する中、サービスの調整が難しい。
- ・ 医療的ケアや医療の介入が必要な在宅障がい者が増加しており、医療機関との連携が不可欠になってきている。
- ・ 法的に創設されるサービスの多様化に対して、市内及び近隣市町のサービス提供先が絶対的に不足しており、相談を受けても解決方法の提示等に苦慮する場面が多い。
- ・ 重度の行動障がい者の支援先が不足しており、卒業後の進路先に苦慮している。
- ・ 地域移行や退院促進の取組の中、居住の場であるグループホームの絶対的不足している。